

訴 状

○年○月○日

福岡家庭裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 福岡 一郎

本籍 ○○○○○○

住所 〒○○-○○ ○○○○○○

原告 博 多 花 子

昭和55年5月5日生

〒○○-○○ ○○○○○○

○○○○法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人 弁護士 福岡 一郎

電 話 092-409-1068

FAX 092-409-1069

本籍 申立人に同じ

住所 〒○○-○○ ○○○○○○

被告 博 多 太 郎

昭和50年3月3日生

離婚等請求事件

訴訟物の価格 ○○万円

第1 請求の趣旨

- 1 原告と被告とを離婚する。
 - 2 原告と被告との間の長女松子（○年○月○日生）、長男竹男（○年○月○日生）及び二男梅男（○年○月○日生）の親権者を原告と定める。
 - 3 被告は、原告に対し、判決確定の日から前記未成年者らが成人に達するまでの間、毎月末日限り、前記未成年者ひとりにつき1か月○万円の金員を支払え。
 - 4 被告は原告に対し、財産分与として金○○万円を支払え。
 - 5 被告は、原告に対し、金○○万円及びこれに対する判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 6 原告と被告との間の別紙年金分割のための情報通知書記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定める。
 - 7 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者等

原告と被告は、○年○月○日に婚姻した。

原告と被告の間には、長女松子（○年○月○日生）、長男竹男（○年○月○日生）及び二男梅男（○年○月○日生）（以下「未成年者ら」という。）がいる。

2 離婚原因

(1)原告と被告との婚姻生活は、○年○月ころまでは何の問題もなく経過した。

しかし、同月ころから、被告の帰宅時間が遅くなり、休日にも毎日のように出勤するようになった。

(2)不審に思った原告が被告の携帯電話を確認したところ、被告と会社の同僚である小倉梅子（以下「訴外梅子」という。）とが頻繁にLINEのやり取りをしていることが発覚した。しかも、LINEのやり取りや性交渉に関する卑猥な内容のものであった。

(3) そこで、原告が被告に訴外梅子との関係と問い詰めたところ、○年○月ころから訴外梅子と継続的に不倫関係にあることを認めた（甲1）。

(4) 訴外梅子は、被告の会社の同僚であり、被告が原告と婚姻関係にあることを知りながら、不倫関係を継続したものである。

(5) そのため、○年○月○日、原告が未成年者らを連れて自宅を出るという形で別居し、原告と被告との婚姻関係は破綻するに至った。

以上のとおり、民法770条1項1号にいう「配偶者に不貞な行為があったとき」及び同条項5号にいう「婚姻を継続し難い重大な事由」があるというべきである。

3 親権者

原告は、未成年者らの出生後、一貫して自ら監護養育を担っていた。

また、未成年者らは、別居後も原告とともに生活しており、安定した監護状況のもと成長している。

したがって、未成年者らの親権者を原告と指定するのが相当というべきである。

4 養育費

(1) 原告の年収

原告は、パートタイマーとして〇〇株式会社に勤務しており、昨年の年収は〇〇万円である（甲2）。

(2) 被告の年収

被告の昨年の年収は、〇〇万円である（甲3）。

(3) 標準算定方式

上記の原告及び被告の年収からすると、養育費としては月額〇万円（子ひとりにつき〇万円）が相当である。

5 財産分与請求

(1) 原告の財産

原告名義の別居日における財産は、別紙財産目録1のとおり、〇万円であ

る（甲4）。

(2) 被告の財産

被告名義の別居日における財産は、別紙財産目録2のとおり、〇万円である（甲5）。

(3) 分与額

原告及び被告の財産の合計額は、〇万円であることから、原告は被告に対し、その2分の1から原告の財産の価額を控除した金〇万円を求める。

6 慰謝料請求

(1) 慰謝料 〇〇万円

前記において、主張したとおり、夫婦関係が破綻して離婚に至ったのは、被告及び訴外梅子の不貞行為が原因である。

かかる原告の精神的苦痛を金銭に換算すると金〇万円を下らない。

(2) 弁護士費用 〇万円

原告は、被告に対する訴訟提起及び追行を原告訴訟代理人に委任し、その費用及び報酬は、上記慰謝料の10%を下らない。

7 年金分割

原告と被告の離婚時年金分割にかかる第1号改定者及び第2号改定者の別、対象期間、按分割合の範囲については、別紙年金分割のための情報通知書記載のとおりである。

8 調停の経過

原告は、〇年〇月〇日、御庁に対し、離婚調停（〇年（家イ）第〇号）を申立てた。しかし、被告は慰謝料の支払いを巡って対立し、合意は成立しなかった。

9 結語

よって、原告は被告に対し、未成年者らの親権者を原告として離婚を求めるとともに、未成年者らの養育費として判決確定の日から成人に達するまで未成年

年者ひとりにつき1か月〇円の金員を支払い、財産分与として〇円額の支払い、離婚に伴う損害賠償請求として金〇円及び判決確定の日の翌日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金について訴外梅子と連帯して支払うこと、及び、原告と被告の間の別紙記載の情報に係る年金分割について請求すべき按分割合を0.5と定めることを求める。

以上

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 陳述書
- 2 甲第2号証 原告の源泉徴収票の写し
- 3 甲第3号証 被告の源泉徴収票の写し
- 4 甲第4号証 原告の通帳の写し
- 5 甲第5号証 被告の通帳の写し

添 付 書 類

- 1 戸籍謄本
- 2 住民票の写し
- 3 調停調書（不成立）

附 属 書 類

- | | |
|----------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲号証の写し | 各1通 |
| 3 訴訟委任状 | 1通 |

この書式はサンプルです。適切な内容は個別具体的な事案により異なるため、あくまで参考程度にとどめ、専門家のサポートを受けるようにしてください。